

一般社団法人日本外来小児科学会 代議員の選挙等に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本外来小児科学会（以下、「この法人」という。）の定款第12条の規程に基づく、この法人の代議員の選挙等に関する事項を定める。

(選挙管理委員会)

第2条 代議員選挙の実施にあたっては、選挙管理委員会を置く。
2 選挙管理委員会に関する詳細は理事会の決議により定める。

(選挙日程)

第3条 代議員選挙は4年に1回とし、1月から6月までに実施する。
2 選挙の日程及び実施にあたっての詳細は、理事会の決議により定める。

(代議員選挙)

第4条 代議員選挙は立候補制とし、正会員による選挙を行う。
2 代議員の定数は40名以上60名以下とし、選挙実施毎に理事会の決議により定める。

(選挙権及び被選挙権)

第5条 選挙実施年の1月1日時点で会費を完納しているこの法人の正会員は、代議員選挙の選挙権及び被選挙権を有する。

(立候補)

第6条 代議員選挙に立候補する者は、所定の届出用紙に必要事項を記入し、期日までに選挙管理委員会に郵送により提出する。

(投票及び当選等)

第7条 選挙管理委員会は、選挙権を有する者（以下、「選挙人」という。）に対し投票用紙を郵送により送付する。
2 投票は、前項の投票用紙に記入を行い、期日までに選挙管理委員会へ郵送により返送する方法で行う。
3 開票は、選挙管理委員会が行い、得票数の集計及び無効票の確認を行う。
4 選挙管理委員会は、開票の結果について立候補者へ郵送で通知するとともに、当選者名について、この法人のウェブサイト上で公表する。
5 前項の開票の結果に対して、選挙人及び立候補者は、2週間以内に異議申し立てを行うことができる。
6 立候補者数が定数を超えない場合は、投票を行わず、全員当選とする。

(改正)

第8条 この細則は、理事会の決議により改正される。

附則

この細則は、一般社団法人日本外来小児科学会設立の日から施行する。